



# 山形県公報

令和4年6月21日(火)  
第314号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                      |                  |     |
|----------------------|------------------|-----|
| ○歳入の収納の事務の委託         | (高齢者支援課)         | 621 |
| ○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出 | (県産米ブランド推進課)     | 622 |
| ○県営土地改良事業計画の決定       | (村山総合支庁農村計画課)    | 629 |
| ○同                   | (最上総合支庁農村計画課)    | 同   |
| ○道路の区域の変更            | (置賜総合支庁西置賜建設総務課) | 630 |
| ○公共測量の実施の通知          | (県土利用政策課)        | 同   |
| ○同                   | (同)              | 同   |
| ○同                   | (同)              | 同   |
| ○同                   | (同)              | 631 |
| ○同                   | (同)              | 同   |
| ○同                   | (同)              | 同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                   |   |
|-------------------|---|
| ○山形県教育委員会6月定例会の招集 | 同 |
|-------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|          |     |
|----------|-----|
| ○政治団体の設立 | 632 |
|----------|-----|

### 公 告

|                |              |     |
|----------------|--------------|-----|
| ○大規模小売店舗の変更の届出 | (商業振興・経営支援課) | 同   |
| ○同             | (同)          | 633 |
| ○一般競争入札の公告     | (警察本部)       | 634 |

## 告 示

### 山形県告示第524号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 委託した収納事務  
介護サービス情報の公表等手数料の収納事務
- 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 特定非営利活動法人エール・フォーユー

(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号

3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**山形県告示第525号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社こめの西田  
代表取締役 西田 伸一  
新庄市大町17番9号

(2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地           |                                        | 変更年月日    |
|----------------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 変更前                                    | 変更後                                    |          |
| 有限会社こめの西田<br>代表取締役 西田 史郎<br>新庄市大町17番9号 | 有限会社こめの西田<br>代表取締役 西田 伸一<br>新庄市大町17番9号 | 令和4年5月8日 |

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形農業協同組合  
代表理事組合長 岡崎 輝明  
山形市旅籠町一丁目12番地35号

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |           |
| 高橋 広行<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和4年4月30日 |
| 吉田 邦弘<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 佐藤 隆一<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 山口 正昭<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 高橋 俊一<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 大場 一仁<br>玄米、小麦、大豆、そば      |     |            |           |
| 樋口 彰史<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 古内 拓己<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 笹原 宏之<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 秋葉 達也<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 土屋 弘之<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 井上 信一郎<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 結城 直人<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 山川 喜与一<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 東海林 賢一<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 熊谷 徹<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 屋島 正人<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 板坂 和広<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 五十嵐 裕平<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 寒河江 章<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 渡辺 和則<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 恭宏<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

鶴岡市農業協同組合  
代表理事組合長 佐藤 茂一  
鶴岡市日吉町3番1号

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |                            |            | 変更年月日     |
|---------------------------|----------------------------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後                      | 備 考        |           |
| 佐藤 博<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左                        | 国内産農産物に限る。 | 令和4年4月26日 |
| 林 真太朗<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左                        |            |           |
| 高橋 弘<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左                        |            |           |
| 難波 俊幸<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 難波 俊幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    |            |           |
| 菅原 透<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左                        |            |           |
| 菅原 隼希<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左                        |            |           |
| 吉住 吉美<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 吉住 吉美<br>もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば |            |           |
| 石井 隆<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左                        |            |           |
| 須田 朗弘<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左                        |            |           |

|                      |                      |  |  |
|----------------------|----------------------|--|--|
| 玉田 陽集<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左                  |  |  |
|                      | 佐藤 泰紀<br>もみ、玄米、大豆、そば |  |  |
|                      | 小林 欣一<br>もみ、玄米、大豆、そば |  |  |

4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形県米穀集荷協同組合  
理事長 滝田 俊一郎  
山形市東籠野町43番地

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |           |
| 高橋 重人<br>玄米               | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和4年4月28日 |
| 鈴木 美由紀<br>玄米              | 同 左 |            |           |
| 尾崎 彰太郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |           |
| 渡部 正寛<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 大場 宗一<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |           |
| 後藤 幸平<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |           |
| 後藤 まつ<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |           |
| 長谷部 甚作<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |            |           |
| 城戸口 捷己<br>玄米              | 同 左 |            |           |
| 庄司 保志<br>もみ、玄米            | 同 左 |            |           |
| 大泉 貴夫<br>もみ、玄米            | 同 左 |            |           |
| 丹野 正英<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左 |            |           |
| 伊藤 忠一<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 井上 信敏<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |           |
| 森 裕子<br>玄米、大豆             | 同 左 |            |           |
| 須藤 賢治<br>玄米               | 同 左 |            |           |
| 植松 伸之<br>玄米               | 同 左 |            |           |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 黒山 典之<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 本間 正子<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 国分 政行<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 富樫 利宏<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 柿本 吉雄<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 五十嵐 峰夫<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 佐々木 重四郎<br>玄米、大豆、そば      | 同 左 |
| 井上 孝一<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 手塚 昌之<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 竹田 正幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 茂出木 公夫<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 石川 忠良<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 佐藤 一之<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 淀野 昭仁<br>玄米、大豆           | 同 左 |
| 井上 文典<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 井上 優子<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 飯沢 健司<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 淵田 謙一<br>玄米、大豆           | 同 左 |
| 佐藤 吉男<br>もみ、玄米、大豆        | 同 左 |
| 石川 尚<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左 |
| 小島 行雄<br>玄米、大豆           | 同 左 |
| 山崎 信一郎<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 吉田 和人<br>もみ、玄米           | 同 左 |
| 大津 敏春<br>もみ、玄米           | 同 左 |

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 秋葉 一司<br>玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 山崎 政彰<br>玄米、大豆      | 同 左 |
| 設楽 敏英<br>玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 柴田 七郎兵衛<br>玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 大山 清博<br>玄米         | 同 左 |
| 鈴木 亙<br>玄米          | 同 左 |
| 大類 亮<br>玄米          | 同 左 |
| 星田 政一<br>玄米、そば      | 同 左 |
| 今野 悦子<br>玄米         | 同 左 |
| 小野寺 智保<br>玄米、大豆、そば  | 同 左 |
| 栗田 勝治<br>玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 高橋 志朗<br>玄米         | 同 左 |
| 近岡 秀一<br>玄米         | 同 左 |
| 我妻 正昭<br>玄米         | 同 左 |
| 伊藤 雅幸<br>玄米         | 同 左 |
| 舟山 一美<br>玄米         | 同 左 |
| 富樫 信吉<br>もみ、玄米      | 同 左 |
| 高橋 治<br>もみ、玄米       | 同 左 |
| 渡邊 健一<br>もみ、玄米      | 同 左 |
| 工藤 浩<br>玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 大津 朋洋<br>玄米         | 同 左 |
| 佐藤 智之<br>玄米         | 同 左 |
| 逸見 弘子<br>玄米、大豆      | 同 左 |
| 富樫 宏一<br>玄米         | 同 左 |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 高橋 修<br>玄米        |     |
| 安喰 昭裕<br>玄米       | 同 左 |
| 鈴木 文明<br>そば       | 同 左 |
| 鈴木 亮吉<br>玄米       | 同 左 |
| 渡辺 貴志<br>玄米、大豆    | 同 左 |
| 井上 なほみ<br>玄米      | 同 左 |
| 櫻井 卓弥<br>玄米、大豆    | 同 左 |
| 角屋 晃孝<br>玄米       | 同 左 |
| 渡邊 徹<br>玄米        | 同 左 |
| 茂出木 純也<br>玄米      | 同 左 |
| 淵田 春美<br>玄米、大豆    | 同 左 |
| 佐藤 良平<br>玄米       | 同 左 |
| 高津 史康<br>玄米、小麦、大豆 | 同 左 |
| 香曾我部 健<br>玄米      | 同 左 |
| 成原 恵美<br>玄米       | 同 左 |
| 斉藤 咲恵子<br>玄米      | 同 左 |
| 今野 寿洋<br>玄米       | 同 左 |
| 小野寺 賢一<br>玄米      | 同 左 |
| 渡部 由里子<br>玄米      | 同 左 |
| 佐々木 和代<br>玄米      | 同 左 |
| 須賀 正樹<br>玄米       | 同 左 |
| 竹田 幸広<br>玄米       | 同 左 |
| 佐藤 太<br>玄米        | 同 左 |
| 後藤 周一<br>玄米       | 同 左 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 結城 友靖<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 福井 晋哉<br>玄米             | 同 左 |
| 高橋 彰良<br>玄米             | 同 左 |
| 柿本 卓也<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 我妻 正考<br>玄米、大豆          | 同 左 |
| 井上 元紀<br>玄米             | 同 左 |
| 樋口 幹夫<br>玄米             | 同 左 |
| 淵田 正樹<br>玄米             | 同 左 |
| 石川 直美<br>玄米             | 同 左 |
| 小島 隆行<br>玄米             | 同 左 |
| 佐藤 暁<br>玄米              | 同 左 |
| 熊倉 寿<br>玄米              | 同 左 |
| 大川 好友<br>玄米             | 同 左 |
| 尾崎 雄大<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 松澤 英紀<br>玄米             | 同 左 |
| 関 陽介<br>玄米              | 同 左 |
| 菊池 明博<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 國分 宏樹<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 溝越 清貴<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 沼沢 弘明<br>玄米             | 同 左 |
| 鈴木 淳一<br>玄米             | 同 左 |
| 大川 裕太郎<br>もみ、玄米         | 同 左 |

5 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社鶴岡協同ファーム  
代表取締役 五十嵐 一雄  
鶴岡市高坂字宮下114番地7

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |              |            | 変更年月日    |
|---------------------------|--------------|------------|----------|
| 変更前                       | 変更後          | 備考         |          |
| 五十嵐 勝馬<br>玄米              | 同 左          | 国内産農産物に限る。 | 令和4年6月2日 |
|                           | 五十嵐 翔馬<br>玄米 |            |          |

**山形県告示第526号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営天童豊栄下流地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
 県営天童豊栄下流地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））の写し
- 2 縦覧に供する場所  
 天童市役所及び河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
 令和4年6月28日から同年7月27日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第527号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営沖の原地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
 県営沖の原地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
 新庄市役所及び舟形町役場
- 3 縦覧に供する期間  
 令和4年6月23日から同年7月22日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日

から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第528号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年6月21日から同年7月5日まで縦覧に供する。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長     |
|--------------------------------|------|---------------------|---------|
| 西置賜郡飯豊町大字小坂町字新館358番1から<br>同 まで | 旧    | 120.0メートル<br>} 25.0 | 131メートル |
| 同 上                            | 新    | 130.5メートル<br>} 28.0 | 同 上     |

**山形県告示第529号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市の一部、酒田市の一部、最上郡真室川町の一部、東田川郡庄内町の一部、飽海郡遊佐町の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年4月28日から令和5年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

**山形県告示第530号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
上山市金生地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年6月9日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）

**山形県告示第531号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町直世地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年6月13日から同年8月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第532号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町大字長沢地先、同町大字栃倉地先
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年6月15日から同年10月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第533号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、寒河江市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
寒河江市慈恩寺地区（72、73、78～104林班）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年5月20日から令和5年3月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル500））

**山形県告示第534号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東根市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東根市大字東根地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年5月27日から令和5年3月13日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル500））

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第12号**

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

令和4年6月21日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広樹

- 招集の日時 令和4年6月23日（木）午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 議 題
  - 令和5年度山形県立高等学校の入学者募集について
  - 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について
  - 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則を廃止する規則の制定について
  - 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
  - 山形県図書館協議会委員の解嘱及び任命について
  - 山形県教員資質向上協議会委員の任命について
  - 教職員の人事について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年6月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷 真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日         |
|---------|--------|----------|--------------|---------------|
| 参政党山形支部 | 中澤 今日子 | 大乘寺 順子   | 酒田市錦町3丁目2-10 | 令和<br>4. 5.30 |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上市市役所において令和4年10月21日まで縦覧に供する。

令和4年6月21日

山形県知事 吉村 美栄子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター上山店  
上市市仙石字梅ノ木771番外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |
| 芙蓉総合リース株式会社   | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1  | 織 田 寛 明 |

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |
| 芙蓉総合リース株式会社   | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1  | 辻 田 泰 徳 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |
| 芙蓉総合リース株式会社   | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1  | 織 田 寛 明 |

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年6月6日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年10月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和4年10月21日まで縦覧に供する。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コメリPRO酒田店  
酒田市みずほ一丁目20番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧 雄一郎

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,500平方メートル

(変更後) 1,997平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 23台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 20台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 0台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 3台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者  | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------|------|------|
| 株式会社 コメリ | 午前9時 | 午後9時 |

(変更後)

| 小売業を行う者  | 開店時刻    | 閉店時刻    |
|----------|---------|---------|
| 株式会社 コメリ | 午前6時30分 | 午後8時30分 |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 2箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

令和5年2月11日

5 届出年月日

令和4年6月10日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年10月21日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、指掌紋情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 令和4年8月4日（木）午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
指掌紋情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年12月31日まで  
ただし、契約締結の日から令和4年12月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和5年1月1日から令和10年12月31日までとする。
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和5年1月分から令和5年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和5年1月分から令和5年3月分までの3箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課刑事部総括室 電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部刑事部刑事企画課刑事部総括室で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部刑事部刑事企画課刑事部総括室で交付する。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年7月11日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年7月4日（月）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課刑事部総括室に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Fingerprint Information Management system: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. August 4th, 2022

(3) Contact point for the notice: Identification Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan  
TEL023(626)0110